

議案第 8 号

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年渋川市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 2 条の見出し及び同条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 1 1 条の 2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期の定めが 6 月以上の職員のうち規則で定める者に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 5 5 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 基準日において時間額で報酬を定める職員（次号に該当する者を除く。） 基準日以前 6 か月以内の職員として受けるべき時間額又は月額で定める報酬の 1 月当たりの平均額

（2） 基準日において月額で報酬を定める職員 基準日現在において職員として受けるべき報酬の月額

4 前条第2項及び第5項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条の見出し中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条中「期末手当基礎額」の次に「、第11条の2第2項に規定する勤勉手当の額、同条第3項に規定する勤勉手当基礎額」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(渋川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 渋川市職員の給与に関する条例（平成18年渋川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第35条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(渋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 渋川市職員の育児休業等に関する条例（平成18年渋川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するため、所要の改正をしようとするものである。

(1) 基準日において時間額で報酬を定める職員（次号に該当する者を除く。） 基準日以前 6 か月以内の職員として受けるべき時間額又は月額で定める報酬の 1 月当たりの平均額

(2) 基準日において月額で報酬を定める職員 基準日現在において職員として受けるべき報酬の月額

4 前条第 2 項及び第 5 項の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当、勤勉手当及び通勤に係る費用弁償の端数計算)

第 13 条 第 11 条第 3 項に規定する期末手当の額、同条第 4 項に規定する期末手当基礎額、第 11 条の 2 第 2 項に規定する勤勉手当の額、同条第 3 項に規定する勤勉手当基礎額又は前条に規定する通勤に係る費用弁償の額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(期末手当_____及び通勤に係る費用弁償の端数計算)

第 13 条 第 11 条第 3 項に規定する期末手当の額、同条第 4 項に規定する期末手当基礎額_____又は前条に規定する通勤に係る費用弁償の額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

澁川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
澁川市職員の給与に関する条例（平成18年澁川市条例第48号）の一部改正

（附則第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（非常勤の職員の報酬及び費用弁償等）</p> <p>第35条 非常勤の職員（定年前提任用短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員を除く。）の報酬、費用弁償、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は、別に条例で定める。</p>	<p>（非常勤の職員の報酬及び費用弁償等）</p> <p>第35条 非常勤の職員（定年前提任用短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員を除く。）の報酬、費用弁償及び<u>期末手当</u>は、別に条例で定める。</p>

澁川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 澁川市職員の育児休業等に関する条例（平成18年澁川市条例第35号）の一部改正

（附則第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 （略） 2 給与条例第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p> <hr/> <p>_____のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）</u>を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 （略） 2 給与条例第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員</u>_____を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>